

Title	欧洲戦争と英国労働者の状態 (下)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1205(1)- 1242(38)
JaLC DOI	10.14991/001.19160901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨を附記を望む

慶應義塾制服御用

諸學校用及海軍將校用

帽子並ニ附屬一式製造販賣

慶應義塾消費組合ニ

出張致居候

東京芝區愛宕下町四ノ一

太田帽子商店

電話芝 二三三六番

振替口座六二三四番

慶應義塾御用

京橋區木挽町二丁目十三番地

本店 高島屋

京橋二八一

高島屋洋服店

芝區三田四國町一番地十八號

支店 高島屋

芝二四〇
三田育種場隣

三田學會雜誌第十卷第九號

論 說

歐洲戰爭と英國勞働者の狀態 (下)

四

堀江 歸一

前編第三章に於て論述したる如く、千九百十五年三月二十五日の大藏省會議に於て、機械工組合聯合會が軍需品製造に關する政府の提議を容れたる爲め、從來職工組合の規則を緩和するに就て存したる妨碍は自ら之を除却するを得たり。即ち政府並に機械工組合の代表者間に一の覺書作成せられ、此覺書に於て、勞働者は同

第十卷

(二二〇五)

論 說

歐洲戰爭と英國勞働者の狀態

第九號

一

盟罷業の武器を一擲し、強制的仲裁法に服従す可きことを肯諾したるものなり。固より國家防護律修正法の第八條Aに於ては、海陸軍官憲が(a)工場仕事場並に仕事をし、軍需品の生産に有用ならしむるの命令を發し(b)同様の目的を以て、一の工場又は仕事場に於ける仕事を他の工場又は仕事場に移し、且工場仕事場の所有者並に其従業者をして官憲の命令に服従せしむることを規定し、第八條に於ては軍需品製造に關係ある工場仕事場の所有者が直接又は間接に廣告其他の方法に依て、(a)戦争に關係ある官廳又は他の仕事に従事する勞働者を勧誘して、其職業を去らしめ、(b)當該工場又は仕事場の所在地より十哩を距る地方の住民をして勞働取引所の仲介を経る場合の外、職業に就かしむることを禁止したり。故に右第八條Aの解釋如何に據つては、政府は勞働紛議に干涉し、其解決をして自己の好む所の如くならしむるを得るの觀ありと雖も、勞働者自己の意思に基いて、仕事を爲さしむるに非ざれば、效果の萬全を望む能はず、是れ政府と職工組合と幾回かの會商を重ねて、結局大藏省會議に於ける協定の成立するに至れる所以なり。

然れども之を勞働者の側より見るに、多年間の奮闘に依り、又努力を経て、收め得

たる武器を擲ち、資本家に對して勞働者の有する地位を維持改善する方便を失うは彼等の最も苦痛する所に屬し、覺書に定めたる條項の適用に就て、疑念を懷きたるは言を俟たず。覺書には戰時に緩和せられたる職工組合の制限的條件を戰後に復舊するの保證あるに拘はらず、不熟練又は半熟練勞働者を誘導して、從來熟練勞働者の爲したる仕事に當らしむるは、職工組合の認めて、最も大なる危險なりとしたり。蓋し戦争は容易に終熄す可からざるの趣を示しつゝ、あり、戦争の繼續する期間の永ければ、永きに隨ひ、不熟練勞働者並に婦人勞働者の如き、機械工業に従事して、之に適應するに至るを以て、戰後熟練勞働者の復業と共に、直に彼等を排斥し去るは、事實に於て困難ならざるを得ず。然も最近數年間機械工業に於て、傭者の勞働者使傭の點に就て持したる方針を見るに、熟練勞働者と不熟練勞働者との間に於ける仕事の區劃を混淆することに重きを置き、斯くて前者の生活程度を壓迫するの傾向を呈するは、彼等の非難を加へて已まざりし所なり。茲に於てか機械工組合は組合員の利益を維持する爲め、組合外より勞働者を求むる場合には(a)現時沈衰の狀に居るも、戰後復活す可き見込ある事業より之を得るか、(b)他の産業に

於ける熟練勞働者より之を收め、以て永く機械工業に留まらずして、他の事業に赴く餘地を設くるの必要を主張したり。更に一箇の問題たるは、斯る補充的勞働者が其如何なる方面より來るを問はず、彼等を職工組合員として組合に包容す可きや否やの一事是れなり。傭者と勞働者との間に紛議の起りたる場合に勞働者が團體的行動に出づるは、職工組合の生命とする所なるを以て此點より云ふときは、新加入者は之を待遇するに、從來の組合員に對すると同等の態度を以てせざる可からずと雖も、斯くするとき、戦後に於て勞働状態を當時の状況に適應せしむるに困難を加ふ可く、一方に組合員たる義務のみを課して、之に對する特權を與へざるときは、爲めに組合の勢力を微弱ならしめざるを得ず。

更に一箇の問題と爲れるは、傭者の徒弟に對する取扱に依て、機械工の地位を脅かさんとするの事實是れなり。蓋し徒弟の數に對する制限は職工組合が熟練勞働者を保護する手段として、最も重きを置く所なる一方に、傭者は機會を求めて、此制限を緩和することを欲して已まず。現にクライド地方に於ては、從來徒弟には一時間、付き一片四分の一の賃銀を給與するの慣例なりしに、開戦以來勞働者の供給

不足するや、工場主は賃銀を二片乃至一片半に引上げて、以て地方の青年を就職せしめんとしたり。彼等は其理由を説明して、兵員徵募の結果、從來の徒弟を失ひ、新に募集する者は其缺を補ふに過ぎざるの事實を挙げたりと雖も、斯る手段を行ふ一面に於て、彼等が戦争以前に於けるよりも、徒弟の數を増加するの意思を有することとは之を争ふ可からず。假に傭者が徒弟の數を増加せんとする計畫を戦時の必要に基きしものとして承認せんか、戦後兵役を了りて、歸還したる徒弟の復業すると共に其數に過剰を來すは勿論にして、到底正常なる勞働状態の維持を妨ぐるに至らざるを得ず。次に三月二十五日の大藏省會議に於て、政府は勞働者の意見を容れて利益制限の條項を承認したりと雖も、政府は制限を加ふ可き利益を以て、職工組合の規約若しくは慣例の緩和に依て、生ずるものゝみに之を限るの意見を懷きたるが如し。果して然らば勞働者の希望する所と異なるもの大なることを認めざる可からず。即ち戦時の今日幾多の事業を通じて、利益の増加したるものありとすれば、其増加は仕事の行はるゝ條件の變更に依ると共に、仕事の分量其ものに依るものあり。而して此増加に對しても勞働者は國家並に傭者と共に其一部分を請求す

るの理由ありとす。是れ勞働者が自己の見地より所謂戦時利益なるもの、範圍を擴張せんとしたる所以なり。

開戦以來政府は職工組合に對し、將た又組合を通じて、間接に勞働者に對し、幾何の保護を與へたりと認む可きか。此點に就て既往の事實を顧みるに、開戦の當初に於て、政府が職工組合に或る保護を與へたることあり。即ち曩に論述したる如く、開戦と同時に、多數の勞働者が失業の厄に會するや、職工組合が組合員中の失業者に對して失業惠與金を交付せざる可からざる金額は異常の高に上り、爲めに組合の會計に壓迫を加ふるもの大なるに至りしを以て、千九百十四年八月二十七日職工組合大會委員會、職工組合聯合會並に勞働黨の委員は總理大臣に陳情して組合資産の保護、失業組合員の生活保護、職工組合失業惠與基金に對する補助等を請求したり。當時失業問題の解決急を要するもの大なりしに拘はらず、政府は十月まで何等の處置に出でず、漸く同月に至り、國民保險法第二編第百六條に於て、職工組合が組合員に支拂ひたる失業惠與金の六分の一以内を限り、政府より賠償するを得る規定を改正し、(一)組合が異常の失業に依て、困厄を感じつゝあること、(二)組合は一週

間十七志を最高限とし、國家失業保險金の支拂を含む。此以上に失業惠與金を支拂はざること、(三)組合は事變補助金の交付を受くる間、完全なる状態に於て就業する組合員に對し、普通の醵金の外に、賦課金を課することの諸條件の下に、政府より事變補助金を交付することゝし、而して事變補助金の額は現に支拂はるゝ六分の一の賠償金に組合の支拂ふ失業惠與金(同盟罷業惠與金を除く)の三分の一又は六分の一を加へたるものを以て、其限度とし、而して補助金の多寡、惠與金額並に醵金増徴額は左表に據らしむることゝしたり。

失業惠與金額	事變補助金の交付を受くる必要なる一週間の醵金
最高	六分の一の場合
一七志以下	三分の一の場合
一五志以下	六分
一三志以下	四
	二

即ち職工組合にして、例へば一週間十二志の割合を以て、失業中の組合員に失業惠與金を交付せんとするときは、就業中の組合員に一週間二片の醵金を増課することゝ依て、政府より其惠與金の三分の一に當る賠償金を收め、從來の規定に據る

賠償金六分の二と合せて、其高を二分の一に達せしむるを得べく、贖金増課の割合を一片に止むるときは、賠償金は六分の一にして、在來の分と合せて、三分の一に達せしむるを得る次第なり。政府は之に依て職工組合を通じて、失業者を救済し、又失業者増加の爲めに、職工組合の蒙らんとする壓迫を緩和するの意を懷きたるや疑を容れずと雖も、之を他の一面より見るに、如上の計畫たる、職工組合が大なる惠興金を支拂うに足るの資力と六片の贖金増加を賦課する實力とを有する場合には、之に比例して大なる賠償金を收め、然らざる場合には、何ものをも得る能はざるの結果を生ずるのみならず、贖金を強制的に徴収する原則に對しても亦其根柢に大なる缺點の存するものなとせず。蓋し戦争の餘響として生じたる失業は社會全體の責任に屬し、隨て其救済に要する費用は關係事業に之を負擔せしむるを公正とせず、寧ろ政府に於て無條件に失業増加に基く費用の全部を交付するを至當とすればなり。事情斯の如く爲るを以て、多數の職工組合は贖金の増課を以て、不公平なりとし、殊に資力に乏しき組合は事實就業中の組合員に贖金の増課を命ずるを難しとするの事情を存したるを以て、右の法律の公布せられたる後に於ても、其實

施の效果大なるを得ざりき。即ち千九百十五年三月末日までに、事變補助金の交付せられたる事實を示すに左の如し。

職 業 別	補助金交付請求		補助金支拂高	
	組合員數	組合員數	四磅	六先令
建築業	一	六二	一、一六五	一一
金屬工業	一八	八、三七二	一、一六五	一一
綿業	一三三	二二〇、九五四	六四、七七二	四
他の織物業	七	五、四〇二	二、一二〇	一三
印刷業	六	二二、二六〇	四、九四八	一三
木工業	八	一七、三〇二	一、八〇一	七
其他	九	八、四二七	一、九四三	八
合 計	一八二	二八三、七七八	七六、七五六	五

即ち七箇月間に於ける交付金は僅に七萬六千磅に過ぎず、其内六萬四千磅は綿業に關する職工組合に供せられたるが、尙ほ戦争に伴う組合の損失を償うに足らざりしと云ふ。故に開戦當初より職工組合が政府の處置に對して、平ならざりしは論を俟たず、殊に生活費の膨脹に對して、政府の政策の無爲に流れたるは職工組合

をして一般勞働者と共に、政府に反感を懷かしむるの原因と爲れるや疑を容るゝ可からざるなり。

政府は職工組合の壓迫す可きことを知りて之を懷柔す可きことを怠れるものと云はざる可からず。殊に生産調査委員會第三回報告の如き、職工組合に臨むに極端なる壓迫の方針を以てし、組合の勞働運動に供する武器は總て之を奪取し去らんとするの趣意を藏するやの嫌あり。即ち第三回報告中、仕事の區劃、半熟練並に不熟練勞働者の利用に關する部分並に第二回報告中、仕事停止の回避に關する部分を引抄するに、左の如し。

仕事の區劃

官營工場に於ては、私營の造船所並に工場に比較して、仕事の區劃少なしと雖も、尙其存在する場合には、直に之を中止せざる可からず。又私營の事業に於て政府の註文を受け、又政府に關係する仕事を行ふ場合に、機械工業並に造船業に關する各種の熟練勞働者に就て仕事の區劃の存するときには、戦争の繼續中、之を停止せざる可からず。但し區劃の停止を行ふと共に、勞働者の利益を保護する爲

め、(一)通常或る仕事に就ける勞働者は他に之を利用せざることを、(二)相當の勞働者が地方に於て供給不足し、却て遠隔なる場所に失業者あり、又現に従事する仕事に過剰の人員あり、而して遠隔なる場所より勞働者を吸引するに充分なる仕事の存する場合には、斯る人に就職の機會を與ふ可しと雖も、然も彼等の到來を待つ爲めに、仕事を遲滞せしめざることを、(三)現行の仕事の區劃に對する制限は之を緩和するも、爲めに仕事に對して習慣上支拂はれたる賃銀に不利益なる影響を及ぼさしめず、若しも之を及ぼすの恐ありとすれば、相互の間に必要なる調節を講ずること、(四)現在の状態と異なる事項にして行はるゝときは總て之を記録に留むること、(五)當事者又は其代表者に依て解決せられざる困難の起れるときには、急速なる解決を求むる爲め、七日以内に之を商務院に通告す可く、此故を以て、仕事を停止せざることを。

半熟練並に不熟練勞働者の利用

傭者が習慣上仕事に使役したる勞働者を得る能はざる爲め、政府の註文に應ずるに困難なるときは、戦争中勞働者並に彼等の組合の利益を保護する條件を

付して半熟練並に不熟練勞働者を使役するを必要とす。而して勞働者又は其代表者が或る特殊の場合に於ける協定を必要とせず、又之を以て彼等に有害なりと認むるときは、當該事件は之を事業主と勞働者の代表者との協定に委し、圓滿なる協定成立せざれば、仕事停止の回避に關する方法に據る可し。

仕事停止の回避

正常の時期に於て、備者並に勞働者の有する權利の何たるを問はず、又是等權利の維持又は實行に必要な方法の何たるを問はず、現時の狀態の下に、同盟解備又は同盟罷業を惹起して、仕事の停止を招き、爲めに戦争に用ゆるの目的を以て、政府の必要とする艦船、銃砲、糧食其他の物資の生産を妨碍するは之を正常視する能はず。故に吾人は政府の爲めに謀りて、請負業者、下請人、職工組合等に向つて、左の提議を爲さんとす。

備者勞働者間に於ける紛議の爲めに、生産に減損の起るを妨遏する爲め、同盟解備並に同盟罷業に依る仕事の停止は政府の用を爲す事業に起る可からず。兩者の間に異議を生じ、當業者又は其代表者に依り、現行制度の下に解決せ

られざるときは政府の任命する公平なる審判者に事件を移牒し、審判者は即時に事件を調査し、解決の方法を政府に報告す可し。

勞働者に對する保證

職工組合並に關係勞働者の利益を保證する爲め、事業主は左の形式に據る誓約書を政府に提出す可し。

吾人は戦争前に吾人の工場又は造船所に行はれたる慣例に異なれる處置を戦時に行ふ場合には單に之を戦時のみに限る可し。又戦争中に行はれたる慣例の變更は戦後に於て、戦争前に行はれたる規則並に慣例を復興するに就て、吾人の使役する勞働者又は彼等の組合に有害なる影響を及ぼさず。戦後に被備者を整理する場合には、開戦當時就業して、今日兵役に就きつゝある者並に現に就業しつゝある者に優先權を與ふ可し。

政府が勞働者又は職工組合に對して望む所と後者が自家勞働上の利益に就て求むる所とを比較せんか、兩者の間に逕庭の存すること甚だ大なるものあり。假令ひ大藏省會議の結果として、多少の調和を求め得たりとするも、未だ事の完璧を得

たりとする能はず、即ち大藏省會議に次いで、軍需品法の制定せられたる所以なり。

五

之より前千九百十五年五月二十五日を以て、自由統一兩黨は聯立内閣を組織し、同時に兵站事務省なるもの設立せられ、從來海陸軍省並に商務院の當れる軍需品の製造調達又は軍需品製造業に對する監督は擧げて、此官廳に委することゝ爲り、ロイド、デョーシ氏第一次の長官として、兵站事務を主宰するに至れり。而して兵站事務省の第一に解決す可き問題を以て目せられたるは、政府と機械工職工組合との關係にして、ロイド、デョーシ氏は組合當局者と會合したる上、意思の疏通を謀り、軍需品法案なるものを編成し、六月二十三日始めて議會に之を提出し、多少の修正を経て、七月二日法律として公布せられたり。同法は前後三編二十箇條を以て、本文とし、外に二箇のスケデュール並に細則覺書より成る。其條項を説明せんに、第一編第一條乃至第三條に於ては専ら勞働紛議の豫防、解決に就て規定し、(一)傭者と勞働者との間に、或は勞働者の階級間に或る紛議起り、而して此紛議が關係當事者又は其代表者に依て、現行協定の下に解決せられざるときは、當事者の孰れか一方は

直に事件を商務院に報告す可く、商務院は斯く報告せられたる紛議を考量し、其解決に資する方便を取り、其適當と考ふるときには、本法スケデュール第一の規定に據るか、又は傭者勞働者間の現行協定に據るか、孰れか一に據つて解決を下す可く、スケデュール第一の規定以外の方法に依て紛議が解決せられんとし、而して商務院が其解決遲滯するの狀ありと認むるときは、同院は直にスケデュール第一に據らしむるの命令を發す可く、如上の方法に據る決定は兩當事者を拘束し、且つ其效力を既往に遡らしむるを得べく、決定に違背したる者は之を有罪とし、(二)以上の紛議が商務院に報告せられ、報告後二十一日を経過して、尙ほ商務院が本法の規定に據つて、解決を下さざる場合の外、傭者が同盟解傭を、勞働者が同盟罷業を行ふことを宣言し、又之を行ふを得ず、此規定を犯す者亦有罪と爲る可く、(三)軍需品法の適用せらるゝ勞働紛議は兵器、糧食、艦船、車輛、飛行機其他戦争に使用せらるゝ物資、金屬、機械、道具等軍需品の製造に要せらるゝ物資の製造修理に關する仕事に於て、賃銀、時間其他の勞働條件に就て起れる紛議並に政府が勅令を以て軍需品の製造運搬供給に直接間接に有害なりと布告したる紛議を包括するものとし、尙ほ軍需品に關

係せざる事業にても、兵站事務大臣が仕事の停止を來さずして、解決を求むるの必要ありとしたる場合には、本法を適用す可く、而して軍需品以外の事業に起れる紛議に對して、本法の適用せられたるときには、紛議發生以前に行はれたる賃銀其他の勞働條件は解決の時まで之を繼續す可しとしたり。

軍需品法第二編は同法第四條より第九條に亘り、軍需品製造に關する事業に對する兵站事務大臣の監督に就て規定したり。即ち、(一)兵站事務大臣にして戦争繼續の爲めに、軍需品製造の行はるゝ、或る事業に對して、傭者の利益を制限し、從業者に監督を加ふることを必要と考ふるときは、其事業を被監督事業とし、(1)本法に定むる金額を超過したる純益を國庫に收用し、(2)其事業に於ける從業者又は其事業の指揮監督者の得る賃銀給料手當金等に變更を加へんとする場合には、兵站事務大臣に届出で、其許可を要し、同大臣は届出の日付より十四日以内之を留保するの自由を有す。但し兵站事務大臣が命令し、大臣が許可を留保し、又變更を提議する者が要求するときは、當該事件をスケヂュール第一の規定に據つて解決せしめ、仲裁人判者の承認を以て、兵站事務大臣の承認と同一ものと認め、被監督事業の所有者

請負業者、下請人等が兵站事務大臣の承認を求めず、又其承認の留保せられたる場合に、右の變更を爲したるときは、之を有罪とし、(3)法律の效力を有せざる規則、慣例並に習慣にして、生産又は仕事を制限するものは、被監督事業に於て停止せらる可く、或る人が他人を誘ひて、斯る規則等に服従せしめ、又服従することを繼續せしめたるときは、之を有罪とし、(4)或る規則慣例習慣等が生産又は仕事を制限するや否やに就て疑問の起れるときは、之を商務院に致し、同院に於て決定するか、或は關係者の双方又は一方の要求に従つて本法スケヂュール第一の規定に據り、決定するか、其孰れを以てするも、右の決定を終局のものとし、(5)被監督事業の所有者はスケヂュール第二の諸項を實行する企劃を有するものと認められ、之に違反したるときは有罪とし、(6)被監督事業の傭者並に勞働者は、教程の適當なる標準を維持する爲めに、事業の秩序を確立するの必要あり。兵站事務大臣の定めたる規律を遵守し、之に違反したる者を有罪とし、(7)被監督事業の所有者は法律命令の定むる所如何に拘はらず、本條の規定を遵守するに必要な一切の行動を爲す可く、他の事業の所有者亦兵站事務大臣の必要とする報告其他の任務に應ず可く、之に違反したる

者は有罪とし、(二)本法に於て國庫に收用せらる可き被監督事業の純益は標準純益の五分の一以上を超過したる金額なりとし、標準純益額は開戦前二決算年度に於ける純益の平均額を以て、之に充て、同一所有者に屬する一切の事業又は被監督事業以外の諸事業の損益を計算し、或は本條に於ける平均額を以て、公正なる比較の標準とする能はざるときは、兵站事務大臣は是等の損益を斟酌し、適當なる金額を代用するを得べく、同大臣の意見又は所有者の希望に據り、右の決定を審判者に託し、之を終局のものとするを得べく、尙ほ兵站事務大臣は本條實施に關する細則を制定し、細則に於ては產出貨物の増加新機械の設置、資本金其他の變更等に就て斟酌を加ふるを得、(三)勞働者が職工組合と兵站事務大臣との間に成立したる協定に従ひ、同大臣に指定せられたる被監督事業に於て仕事を爲す場合に協定に違背する所業を爲したる時又備者が本項に於ける仕事に勞働者の從事せんとするを妨げ、又は妨ぐることを企て、又或る勞働者が他の被監督事業に於て仕事を爲す可き兵站事務大臣の命令を受ける際、備者が之を一の仕事に引留めんとしたる時には、共に之を有罪とし、(四)備者は從來被監督事業に従事したる勞働者にして、其仕事を

辭して、尙ほ六週間を経過したる者に非ざれば、備者の同意を経て職を辭したる證書を有し、又備者が特に辭職に對する同意を拒否したる旨を明にしたる軍需品審判所の證書を有する者の外使役するを得ず、勞働者又は其所屬職工組合代表者は軍需品審判所に向つて、備者の右證書交付を故なくして拒否したることを訴ふるを得べく、此規定に違背して、勞働者に職業を與へたる備者は有罪としたり。

軍需品法第三編は被監督事業に對する監督法、軍需品審判所の組織、權限等に就き規定し、第十條より第二十條に及べり。即ち、(一)千九百十五年國家防護律第二號修正法Dの項に於て、海陸軍省は他の工場並に仕事場に於ける軍需品の生産を増進する目的を以て、一の工場又は仕事場に於ける仕事の遂行を統制し、或は其裝置物を他に移すを得るの規定を修正し、海陸軍省は他の工場仕事場其他の場所に於ける軍需品の生産を維持増進する目的を以て、一の工場仕事場其他の場所に於ける仕事の遂行を統制し、又或る勞働者又は總ての勞働者の就業を統制し、或は裝置物を他に移し、戦争用の物資に供せらるゝ金屬其他材料の供給を統制するを得ることとし、(二)或る事業の所有者は兵站事務大臣の命令に基き、其要求する形式方法に

從ひ、時々自己の事業に使役する勞働者の數并に種類機械の數并に種類、斯る人の使役せられ、又機械の利用せらるゝ仕事の性質、其他兵站事務大臣が職務上必要とする事項に就て報告を致す義務を負ひ、(三)本法の規定を犯したる有罪者には(a)其犯罪が仲裁條件に違反したるものなるときは、違反の行はるゝ期間一日又は一日以内に付き五磅以下の罰金を賦課し、(b)犯罪が同盟解備妨遏の規定に關するときは、解備せられたる者一名に付き、一日又は一日以内の期間を通じて、五磅以下の罰金を賦課し、(c)同盟罷業禁止の規定に關するときも亦同様の罰金を賦課し、(d)犯罪が被監督事業に關する規約又は本法第二編に認められたる勞働者の協定に關するときは三磅以内の罰金を賦課し、(e)其他の規定に違反したるときは三十磅以下の罰金を賦課し、(四)兵站事務大臣は備者并に勞働者より各同數の代表者を任選して、軍需品審判所を組織するの諸點を規定したり。

スケヂュールス中の第一は第二の規定適用に關して起れる疑義を解決する機關に就て規定したるものにして、(a)生産委員會、(b)兩當事者の協定に依て選定したる仲裁者又は協定の成立せざりし場合に、商務院の任命したる仲裁者、(c)備者并に

勞働者の同數代表者を委員とし、商務院の任命したる人を委員長とする委員會の三者を以て、其機關とし、兩當事者の協定に依て、是等の一に事件を提出す可く、其成立せざりしときには、商務院に於て、機關の依る可きものを決定することゝしたり。スケヂュールス中の第二は職工組合規則の緩和、勞働紛議の停止等に關する規定を網羅し、勞働者の利益より云ふときは、其重要なる關係を有すること軍需品法の本文に譲るものあるを見ず、今其條項を抄出するに、左の如し。

(一) 戦時に於て、戦前仕事場造船所并に他の事業に行はれたる慣例の異動は、單に戦争の期間のみに限らる可し。

(二) 戦時に行はれたる慣例の變更は戦前に存せる規則慣例を戦後に復舊維持するに當り、所有者の使役する勞働者又は彼等の職工組合に何等有害なる影響を及ぼさざるものとす。

(三) 戦後に從業者を整理するに當て、開戦當初所有者の使役したる勞働者にして從軍したる者並に被監督事業に於ける從業者は就職上の優先權を有するものとす。

(四) 半熟練勞働者をして從來高等の熟練ある勞働者の階級に依て行はれたる仕事に當らしむる爲めに仕事の上に異動を生ずるも、支拂はるゝ時間賃銀並に出來高賃銀は其地方に於て當該階級の勞働者に對する普通の率たるべし、

(五) 現行の仕事の區劃を緩和し、半熟練勞働者並に婦人をして或る仕事に當らしむるも、爲めに習慣上其仕事に支拂はるゝ賃銀に不利の影響に及ぼす可からず。以前其仕事を爲したる勞働者が不利の影響を蒙らんとする場合には、其以前の收入を維持するに足る適當の手段を講ず可し。

(六) 或る事業が被監督事業と爲りて、當時現存したる狀況に異變を生ずるときは、之を記録し、政府の代表者をして檢閲せしむ可し。

(七) 或る事業が被監督事業と爲れる結果勞働條件に變更を生ぜんとする場合には、關係勞働者に通告を與ふ可く、一地方の勞働者又は其代表者と協議するの機會を供う可し。

(八) 斯る變更の結果として、又戦争に基き賃銀又は勞働條件に關聯して、政府の仕事に従う勞働者の間に起れる紛議は本法に従ひ、仕事を停止せずして、解決せ

らる可し。

(九) 此スケヂュールに於ける規定は戦後備者又は勞働者の状態に何等有害なる影響を及ぼさざる可し。

斯の如くして軍需品法は實際に適用せられ、同法實施以來千九百十五年十二月六日に至るまで政府が被監督事業として指定したる工場等の數は二千二十六の多きに上り、軍需品の製造を進捗せしめたりと稱せらる。而して軍需品法中勞働者又は職工組合に重大なる利害關係を及ぼすは被監督事業に於ける同盟罷業禁遏の規定にして、此規定が勞働紛議の解決に幾何の効果を有するやは軍需品法實施後南ウエールス炭坑に起れる坑夫の同盟罷業に依て實驗せられたり。之より前千九百十五年三月三日南ウエールス炭坑夫聯合組合は千九百十年より五年間を期限として實行せられたる和解局約定の改正を備者組合に提議し、改正の要項として、(一)千八百七十九年決定したる現行の標準賃銀率は之を廢止し、右率に五割を加重すること、(二)地上勞働者の賃銀は一日五志以上とすること、(三)午後並に夜間の勞働に對しては新標準率に五分の一を加重したる賃銀を支拂ふこと、(四)右の協定は炭

坑内外に於ける總ての労働者に適用せらるゝことの諸點を主張したるが、炭坑主は戦時に新協定を爲すを望まず、労働者に一割の戦時賞與金を交付する條件の下に、從來の協定を存続することを回答し、坑夫は之に答へて、坑主が新協定の要求と戦時賞與金の交付とを混淆するの不可なるを難じ、一方に四月一日を以て、千九百十年の協定満期と爲れるを以て、南ウエールス坑夫聯合組合は今後三箇月内に新協を成立せしむ可きの豫告を坑夫組合に發したるが、坑夫組合は頑強に新協定の成立に反對し、六月末に至るや、新協定不成立の結果として、ウエールス炭坑に事業休止の起る可き状態顯然たるに至れり。茲に於てか商務院總裁ランシマン氏は事件に干涉し、種々の解決案を作成したれども、兩當事者の同意を得る能はず。斯くて六月三十日に至り、事業休止の已むを得ざるに至らんとするや、政府は官職を有する労働黨議員アーサー・ヘンダーソン(教育院總裁)ダブリュー・プレース(内務次官)ジ・エッチ・ロバート(大藏次官)の三氏は政府を代表して、カーヂャフに急行したるが、三氏の到着したると時を同じうして、南ウエールス坑夫組合はランシマン氏の提出したる最後の案を將來に於ける協定の基礎として承認し、同時に最後の解決を得

るまで炭坑は今後二週間一日限りの約定を以て操業するの決議を發表したり。斯くて種々の點に於て政府坑主坑夫の間に意見の衝突を來し、坑夫組合は七月十五日を以て、同盟罷業を宣言し、政府亦之に對して、南ウエールス炭坑區域を軍需品法の下に立たしむるの勅令を發布したり。

然も此強制的計畫は實際に何等の効果を齎さず、南ウエールスに於ける二十萬人の炭坑夫は軍需品法の適用に拘はらず、同盟罷業を敢行したり。而して政府は軍需品法に於ける諸機關の不備なるの故を以て、是等罷業者に罰金賦課の制裁を加ふる能はず、同盟罷業繼續して五日の久しきに及べり。茲に於てか、ロイド・ジョージ、ランシマン、ヘンダーソンの三氏は罷業地に赴き、二十四時間を費して交渉を重ね、大體坑夫の主張を容れて、事件を解決するを得たり。其後一箇月を経て、協定適用の範圍に關し、協定の正文には、南ウエールス坑夫組合所屬員たる總ての労働者に適用することの規定あるに拘はらず、ランシマン氏が之を解釋して、二三の労働者を除外せんとしたる爲め、紛議再燃し、將に同盟罷業の爆發を來さんとしたれども、當局者が解釋を變更したる爲めに、之を避くることゝ爲れり。

六

軍需品法は其實施の結果に於て、果して、成效したりと稱し得べきや否や。同法施行以來軍需品の產出高が著しく増加したるは、疑を容る可からざる事實なりと雖も、然も此事たる、政府が資本を濫費し、全國を通じて、工場を増設し、貯藏品を増加する以上は、當然期待し得べき所にして、之を以て軍需品法に伴う必然の成效とす可からず、熟練勞働者の供給は依然不足の状態に居り、兵站事務大臣が不熟練勞働者并に婦人を統制して、以て熟練勞働者に代らしめんとする計畫も容易に緒に就くを得ざるが如し。殊に軍需品法に對して勞働者の感情良好ならざるの一事は此法律の運用に大なる障害を招くの一原因たらざるを得ず。此點に就て全國新聞紙は多く口を緘して語らず、現に前記南ウエールズ炭坑夫同盟罷業事件に就ても、公平の論斷を試みたるは一のマンチエスター、グワーヂアン紙あるのみにして、他の有力なる新聞紙は殊更に勞働者を壓迫するの筆鋒を弄したる一事を以て、言論界の狀態を知るに足る可く、隨て勞働者が軍需品法に對して如何なる感情を有するやの事實の如き新聞紙を通じて、之を知ること甚だ困難なれども、一方に勞働者が軍

需品法の規定に觸れ、軍需品審判所の審理を受くる場合の頗る多きは之を掩う可からず。而して審判所が審理を行ふや、傭者に寛大にして、勞働者に嚴酷なること恰も往年の結社禁止法に於ける裁判と異ならざるの趣あるは勞働者一般の愁訴する所にして、現に千九百十五年十月上旬グラスゴウ市に於て、三名の造船工が罰金不納の爲めに、一箇月の禁錮に處せらるゝの判決あるや、民衆の激昂を招き、政府が拘禁者の釋放を約したるに拘はらず、被監督事業の勞働者九萬七千名を代表する委員は政府に最後通牒を致し、三日以内に拘禁者の無條件釋放を行ふに非ざれば、全區劃に於て事業を休止す可きことを以てし、指定の期日の到來する二十四時間以前にロイド、デョーシ氏は同盟罷業を回避する最後の手段として、勞働者の代表者を兵站事務省に召集し、拘禁者の無條件釋放を約定して、最後通牒を撤回せしむるの處置に出でたり。

軍需品法の規定中、勞働者の利害より着眼して、最も不可なるは、勞働者が適當なる取扱を受けざることを認めて、其仕事を去らんとする場合に、之を去るの權利を制限したるの一事なり。即ち勞働者は傭者の同意を経ざる以上は、假令ひ契約の期

限満了するも、將た又適當の豫告を與ふるも、從來の仕事を去る能はず、之を去らんか犯罪者たらざるを得ざるを以て、低率の賃銀を忍んで、或る仕事に従ふの外に、求む可きの道を存せず。固より勞働者は軍需品審判所に賃銀の適當の率に居らざることを訴ふるの權利を有すると雖も、審判所は概して之に重きを置かず、勞働者にして完全なる契約時間の勞働を爲し、超過時間の勞働を拒絶したるの故を以て有罪と爲れる場合あり。勞働者は相當の期間に於て、豫告を與ふるも、高率の賃銀を得る爲めに仕事を變更する能はず、一の軍需品製造事業より他の同種事業に移ることの困難なる一方に、傭者は時々自己の好む所の專斷的規則を制定し、敢て勞働者の同意を求めず、勞働者は傭者の同意を得ずして、他の仕事に就く能はざるに反し、傭者は勞働者に仕事又は賃銀を與ふるの義務を負はざるが故に、勞働者に於て時に材料の不足、仕事の一時的缺點の故を以て、空しく工場に停留することを命ぜられ、他の工場に於ては自己の勞働を必要とし、隨て高率の賃銀の收めらるゝを知りながら、傭者が解傭證書を交付せざる爲め、之に赴く能はず、手を拱して勞働時間を喪失するの結果を生じて已まず。ビルフアリング(一)の傭者が他の傭者の下に

従事する勞働者を爭奪せんとする状態を云ふなるものは固より勞働者の勞働状態を攪亂し、又一の傭者と他の傭者との關係に不測の變動を齎すことありと雖も、尙ほ職工組合にして巧に之を利用するとき、勞働者爭奪の勢に乗じて、賃銀を増率し、又他の勞働條件を改善するの動機を供ふるの效果少なしとせず。軍需品法がビルフアリングを禁止したるは、勞働移動の自由を制限したるものにして、他に之に代はる可き利益の勞働者に與へられざる限り、其勞働者の利益を傷くるもの少なからざるや、論を俟たざるなり。固より軍需品審判所は時に傭者に對して、解傭證書を勞働者に與へざりしことを不可なりとするの判決を下すことありと雖も、勞働者は曩に解傭を拒絶せられて、蒙りたる損害の賠償を求むる能はざるを以て、爲めに損失の依然たるものなりとす可し。

思ふに軍需品法は其出發點に於て、既に根本の趣意に誤まれるものあり。英國の勞働者をして其勞働效程を上進して、生産高を増加せしめんとするには、強制的方法に依る可からず。軍需品工場に於ける勞働者の供給を大ならしめんとするに當り、是等の工場に於ける勞働を律するに、幾多の刑罰的條項を以てするが如き、最も

不可なる所なり。又一旦軍需品法の成立したる以上は、其適用の公正を要するは勿論なるに、此點に於ても亦政府の爲す所宜しきを得ず。傭者をして勞働者殊に婦人を強制して、其自己の好む賃銀を受取ることを承認せしめ、一方に勞働者の仕事拒絶、職業變更を以て、一の犯罪とし、男女勞働者を強制して、一週間六七十時間の勞働並に超過時間の勞働に當らしめ、之を拒絶したるものを有罪とし、勞働契約の期限満了と共に、一身上の理由に據て、職業を變更せんとする勞働者を強制して、在來の仕事に留まらしめ、勞働者の同意を求めずして、傭者自ら其好む所に隨つて、規則を制定し、罰金の賦課に依て、之を勵行せんとするが如き、何れも勞働者の不平を誘致し、反感を醸成するものならざるはなし、長時間の勞働、日曜日の勞働、不良なる住家、工場と住家との間に於ける長距離、食事並に休憩時間の不足等は從來勞働衛生の専門家が勞働上の疲勞を招くの原因として、排斥したる所なるが、今や軍需品工場に於ける特色たらんとす。斯くて時日を經過するの間、勞働者の效程を減縮するに至る可きは論を俟たず。機械工聯合組合書記ジェー、ピンス氏が千九百十五年七月三十日「マンチエスター・ゾワード」紙に公にしたる意見は勞働者の感情を表

明したりと認む可し。曰く勞働者が勞働上に保持する精神は彼等が職工組合舊來の保證を喪失し、一方に其地位を復舊するに就て何等有效的保證の與へられざる事實の爲めに、著しく影響を蒙れることを否定す可からず。勞働者は軍需品生産委員會に於て代表者を有すと雖も、其管理局には代表者を有せず。是れ政府と資本家とが管理の問題は勞働者に利害關係を有せずと云ふ意見に基くものなる可し。雖も勞働者にして彼等の權利と信するものを放棄したる以上は、同時に如何なる新事態の代る可きやを公式に請求するの理由ありとす可く、此點に於て勞働者は相互的信任缺陷を感じたりと以て軍需品法に對する勞働者の意嚮を知る可きに非ずや。軍需品法の精神を極端に推窮するとき、勞働者の肉體より其勞働を尊重する感情を奪ひて、之を一箇の形骸とするものにして、勞働者が常に不平反抗の念を持しながら、勞働に當りて其效程の大なるを求むるが如き思はざるの甚だしきものとす可く。斯くては英國年來の勞働運動の根本主義に牴觸するの嘆なき能はざるなり。現に「軍需品勞働者健康委員會」の公表したる第五回覺書を見るに同委員會は軍需品製造に従事する勞働者が長時間並に超過時間の勞働殊に夜業に依て、

不良の影響を蒙るの事實を指摘し、超過時間の勞働に對しては、(一)却て勞働者に壓迫を加へて、出來高並に勞働の品質を傷め、(二)勞働者の健康を害して、勞働時間を喪失するの原因を生じ、(三)勞働時間の永く、又苦惱憂懼を重ねる爲め、勞働者を監督する者の任務困難と爲り、(四)勞働者をして勢過度の飲酒に耽らしむるの弊を挙げ、結局委員會の提議として、(一)平均一週間の勞働時間は食事時間を除き、六十五時間乃至六十七時間を超過す可からず、之より長き時間の勞働は急劇不時の事情に應ずる爲め、短期間を限つて行はる可し、(二)超過時間は勉めて一週間三四日以内に集中せしむ可く、之を行ふ場合にも毎日連續せしめず、(三)金曜日の朝より土曜日の正午まで繼續して、勞働するが如き習慣は之を廢棄することの諸點を公にし、進んで婦人の超過時間勞働問題に就ては、彼等が長時間の勞働に堪へ得ざるの故を以て、制限を加ふるの必要、男子の超過時間勞働に比較して、更に緊切なるものありとし、斯くて婦人の勞働時間を一週間六十時間以内に制限す可きことを提議し、兒童の勞働に就ては、婦人勞働者の如く、交替す可き豫備勞働者の充分ならざるを以て、超過時間勞働の繼續亦已むを得ざるの數なりと雖も、尙ほ十六歳以下の兒童の勞働時

間は一週間六十時間以内に限り、週末の休暇、土曜日午後に於ける戶外運動の餘暇を與ふ可しとし、晝夜交替に依て、夜業を行ひ、以て全日を通じて仕事を繼續するは事情の然らしむるものとして、之を認容す可きも、夜業には、(一)仕事の出來高少なくて、不經濟なり、(二)監督不充分なり、(三)燈火宜しきを得ず、(四)勞働者をして日中の暇睡に困難を感せしめ、(五)不規則なる時間に於ける食事は食物の攝取を困難ならしむる等の缺點の伴うものあるを以て、勉めて之を避く可しとしたり。^(The Board of Trade in Munition Factories)是等の事實に據つて判斷せんか、英國勞働者の状態が一朝の戦争に依て、數十年前の往時に復歸し、勞働者の團體的勢力を以てするも、大勢の赴く所は之を如何ともする能はざるに似たり。

由來英國は多年勞働立法を制定するの際、政府並に民間識者の間に勞働者社會に對する理解を有し、其社會の感情を尊重するものと稱せられたり。然も軍國主義の要求緊切なるに至るときは、勞働者に對する官民の態度自ら平生の如く爲る能はず、勞働者を以て恰も別種の人なるが如くに考量し、現時に於けるよりも彼等の生活状態を豊富ならしむるときは、却て彼等に有害なりとするの信念を懷く者の

多々あるは之を否む可からず。現に軍需品法案の提出に先だつ十數日前、倫敦西部警察署長が街上に於て、酔酺したる故を以て、拘引せられたる兵卒の妻に説諭し、汝は過大の手當金を受くる爲めに、之を濫費し、又飲酒に耽くるものなる可く、若しも手當金にして少額ならんか、却て汝の行狀を嚴肅ならしむるの利益ある可しと云へるが如き、決して一警察官の私言に止まらず、所謂識者階級なるもの、勞働者に對して有する感想を表白したるものと認む可し。^(The New Statesman June 12, 1915. p. 224)兵站省組織後英國政府は同省の吏員數名と機械工聯合組合委員長とより成る團體を設け、之を佛蘭西に送遣して、同國に於ける軍需品製造の状態を視察せしめたるが、視察團の公にしたる報告書を見るに、佛蘭西に於て軍需品工場に使役せらるゝ數千の婦人は誠意を以て勞働し、男子勞働者の間にも亦同一精神の横溢するものあるを認む。男子勞働者は婦人勞働者の工場に來るものを歓迎し、彼等に技術を傳授し、又彼等と協同して、軍需品の生産高を増加するを辭せず。婦人勞働者の爲す仕事に關しては、何等の制限を存せず。小なる仕事に於ては、婦人勞働者の出來高は男子勞働者の出來高と比較して、同等以上なり。多くの場合に於て、男子は婦人に技術を傳授して、自

己に代らしめ、更に他の婦人の爲めに同一の勞を取るの常にして、始めは之に反對したる者ありたれども、暫時にして何等の反對なきに至れり。不熟練勞働者並に婦人勞働者を仕事に就かしむるに就て、佛蘭西に於ては英吉利に於けるが如き困難に接せず。賃銀並に勞働時間に關する職工組合の制限的條件は實際上中止せられ、技術上の能力を有する勞働者は特殊の熟練を要する仕事に就くことを許され、同盟罷業は開戦以來全く其跡を絶ち、賃銀上進の請求だも耳にせざるに至れりと云ふの諸點あり。而して右視察團は結論を下して、佛蘭西に於ける生産の増加に就ては唯一の原因あり、國民の愛國的熱情是れなりと云へり。之を裏面より觀察すれば、此報告は英國勞働者の社會に紛議の發生するもの多く、軍需品法の運用不完全なるを以て、英國の勞働者が佛國の勞働者に比較して、愛國の衷情に缺くるものあり。とするの意を述べ、英國勞働者を諷諫したるが如し。雖も英國勞働者社會に勞働紛議多きの事實を以て、直に之を愛國心の缺乏に歸するが如き、吾輩を以て見れば、寧ろ論斷の輕卒なるものとせざるを得ず。勞働者が開戦の當初産業上の休戦を宣言して、總ての勞働紛議を戦後の解決に譲り、任意に兵員の徵募に應じたるの事實

は明に彼等の社會に愛國心の旺盛なることを示すものとす可く、彼等が時に勞働紛議を醸成して表面上非愛國的行動に類する所業に出でたりとすれば彼等をして茲に至らしめたるの罪は他に具う可きものゝ存することを認むるに難からず。職工組合の勢力若しくは其團體的運動が戦時の産業組織殊に生産高の増加に不如意の結果を齎すの故を以て、職工組合に對して非難を加ふるものあらんか、此組合が平時に於て、勞働者の生活状態改善、彼等の技術上進に幾何の資する所あるを得たるやを忘却したる議論と云はざるを得ず。

千九百十五年倫敦大學所屬ラタン、タ、基金に依て、ボウレー、バーネット、ハースト兩氏共著の下に「生活と貧困」と題する著書公刊せられたり。同書は「ノーザンプトン」「フリーリントン」「スタンレー」「ヨーク」並に「レヂキング」の五地方に於ける勞働者生活の實際を踏査し、貧困問題研究の資料を蒐集したるものなるが、兩氏は第一章第四節「収入と貧困」を論じたる部分に於て五都會中の四に於て壯丁勞働者の四分の一以上、五都會中の二に於て其三分の一以上は一週間二十四志以下の賃銀を收むるものなり。フリーリントン並に「レヂキング」に於ける貧困點以下の家庭の半數「ヨーク」に

於ける同上家庭の約半數、ノーザンプトンに於ける同上家庭の三分の一は家長の賃銀低廉にして、三名の兒童を有する場合に生活を支持する能はざるが故に、何れも貧困點以下に居るものなり。貧困の諸原因中、賃銀の低廉が特に重大なる關係を有するは争う可からざる事實にして、賃銀の最も低廉なる勞働者の所得を豊富ならしむるは、今日此國の逢着しつゝある緊切なる社會上の問題なり」と論斷したり。
(A. J. Bowley and A. R. Burnett) 人或は歐洲戦後に於ける社會問題の變局を想像するものあり。論者の意は戦後の經濟社會に於て、戦時に蒙りたる經濟上の打撃を恢復するには、生産の振興を急とし、而して生産を振興するには從來社會政策の見地より勞働上に加へられたる幾多の檢束を緩和するを必要とするものゝ如しと雖も、社會階級の一部を極端なる貧困の状態に置きて、社會全體の發達を望む可からず。英國の將來に緊要なるものありとすれば、政治社會と云はず、經濟社會と云はず、社會を擧げて、協同の觀念に服従せしむるの一事に外ならず。歐洲開戦の當初勞働者の宣言したる産業上の休戦が直に打破せられたる原因の資本家の横暴なる處置と政府の緩怠なる政策とに基くことを知らば、社會協同を推持する責任の如何な

る階級に繋がるやを確むると共に、社會政策に依て平時社會協同の精神を助長するの必要を斷ずるに難からざるなり。

戦後兵卒として出征したる者が歸還して、労働市場に入らんとする場合に、今日労働に従ひつゝある者に如何なる影響を及ぼす可きや、戦時資力の薄弱と爲れる職工組合は如何にして戦後組合員中に失業者の増加したる場合に、其救助を全うするを得るや否や、戦時緩和せられたる職工組合の制限的政策は如何なる状態の下に復舊せらる可きや、戦前既に端を發したる産業同盟の主義は戦後に復活す可きや否や、是等は何れも英國産業社會の前途に於ける重大問題にして、吾輩が更に稿を新にして、論述せんと欲する所なり。

露國及極東露領の關稅政策(上)

堀切善兵衛

一 緒言

從來歐米各國の經濟政策、就中其關稅政策を論述せる著書中に英、米、獨、佛の夫れを記述するは普通なれども、露國に就きては注意を拂ふこと極めて少なし。同時に歐米諸國に關しては研究資料亦少なしとなさゞれども、其植民地の關稅政策に付きては研究上遺憾なる點頗る多し。然も我國は直接に歐米諸國と隣接せずして却て其植民地とは目睫の間に立てり。從て將來我海外貿易の發展を期する爲めには、是等歐米諸國が東洋に於て領有する其植民地の關稅政策に關して充分考慮する所無かる可らざるは言を俟たざる所なり。

今日極東に存する獨立國は我國を除きて支那と暹羅あるに過ぎず、然も此兩國